157

# 特別養護老人ホーム等整備費補助

(福祉保健局高齢社会対策部/一般会計)

事業開始	昭和 38 年度
事業終了予定	平成 一 年度

#### 【局評価】

# 1 どのような経緯で事業を始めたか、何を目指すのか

○ 老人福祉法第20条の4及び第20条の5に規定する 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの整備に要 する費用の一部を補助することにより、その整備を 促進し、もって老人福祉の向上を図る。

根拠法令等 老人福祉法、介護保険法

## 2 どのように取り組み、どのような成果があったか

- 主な事業内容
  - 整備費補助(創設、增築、改築)
  - 大規模改修費補助
  - ・ユニット化改修費補助
  - ・多床室のプライバシー保護改修費補助
- 上記の取組に加えて、26年度に以下のメニューを 充実
  - 補助単価の拡充
  - 建築価格高騰への対応
- 成果(平成27年3月末時点)

区分	24年度	25年度	26年度
整備病床	39,917床	41,340床	42,898床

### 3 どのような課題や問題点があったか

- 東京都長期ビジョンにおいて、平成37年度末までに 特別養護老人ホームを6万床分整備する目標を掲げて いる。26年度末の整備床数は42,898床となっており、 整備目標の達成に向け、更なる整備促進が必要であ
- 一方で、現状の促進係数の基準整備率では、十分な インセンティブが働かない区市町村もあり、整が停備 滞する懸念がある。
- さらに、都市部を対象とした建物の自己所有用件を 緩和する国の動きにも対応していく必要がある。

#### 【財務局評価】

### 5 財務局として、成果や課題などについて、どう考えたか

- 都ではこれまで、整備費の負担軽減や整備率の低い 地域に対する促進係数の導入など、設置促進のための 取組を進めてきた。
- 整備床数は増加してきているものの、整備が進んで いる地域に偏在が見られるなど、東京都全体の整備率 の更なる向上を図っていく必要がある。

# 4 局として、事業をどうしていきたいか

拡大・充実)見直し・再構築 移管・終了

その他

- 整備率の低い区市町村に適用している促進係数の対 象範囲を広げるとともに、適用単位を区市町村域から 老人福祉圏域へと変更し、整備の更なる促進を図る。
- 国の規制緩和を見据え、社会福祉法人等への貸付を 目的としたオーナー向けの補助も対象に加えていく。

# 6 28年度予算で、どのように対応したか

【拡大・充実】見直し・再構築 移管・終了

○ 長期ビジョンで策定した整備目標を達成するため、 当面5年間、局の促進係数の拡大・充実案を適用して いくとともに、国の規制緩和の動きにも迅速に対応し ていく必要があることから、局案のとおり予算を計上 する。

その他

Ŧ	26年度決算額	5, 701, 000	千円	ı.	26年度決算額	8, 809, 003	千円	ŀ
成入	27年度予算額	14, 140, 813	千円	献出	27年度予算額	14, 140, 813	千円	i
	28年度見積額	95, 000	千円		28年度見積額	16, 243, 794	千円	i

歳入	28年度予算額	95, 000	千円
歳出	28年度予算額	16, 243, 794	千円